

# PTAと学校の分離に関する教育委員会向けガイドライン

## この文書の位置付け

この文書は、教育委員会・学校管理職が、PTAと学校の関係を学校運営上の課題として点検し、入会、会費、名簿、施設利用、教職員関与、学校連絡ツールを分離するための整理資料です。

PTAを否定するための文書ではありません。学校の場合、学校の信用、学校の名簿、学校徴収金、学校連絡ツール、教職員の勤務時間に埋め込まれたPTA事務を整理し、PTAを、保護者と教職員が任意の意思に基づいて参加する社会教育関係団体として本来の位置に戻すための文書です。

文中の`L001`、`M001`、`P001`等の番号は、`sources/primary-sources.csv`の一次資料IDに対応します。確認未了の自治体通知・回答は、正式URL、本文、発出日等を確認するまで断定引用しません。

## 1. 現場で起きている混在運用

全国の学校現場では、PTAが任意団体であるにもかかわらず、入学・進級時の学校手続とPTA手続が一体化し、保護者が明確な入会意思を示す前に会員として扱われる運用が見られます。

問題は、単に「入会申込書があるかないか」だけではありません。入会申込書という名称の文書があっても、非加入を選ぶ欄がない、提出しない場合の扱いが不明確である、入会同意・名簿提供同意・会費徴収同意が一体化している、役員希望調査や免除申請が先行しているなど、実質的には加入を前提とした手続になっている場合があります。

典型的には、入会意思を確認する前に、役員希望調査、委員希望調査、免除申請、くじ引き、会費引落しの案内が進みます。保護者は、「加入するかどうか」を問われる前に、「どの役を担うか」「免除が認められるか」「会費をどう支払うか」という事務に組み込まれます。

入学式や学校説明会の流れの中でPTA説明が行われ、学校徴収金とPTA会費が同じ通知や同じ口座引落しで扱われ、学校連絡ツールや児童経由配布でPTA内部事務が流れると、保護者から見ればPTAは学校手続の一部に見えます。

この状態では、任意加入という表示があっても、加入しない自由、会費を支払わない自由、役員選出の対象にならない自由は実質的に選びにくくなります。問題は、PTAがあることではありません。PTAの本来事務が、学校の場合、学校の信用、学校の名簿、学校徴収金、学校連絡手段、教職員の勤務時間を通じて処理されていることです。

したがって、教育委員会が確認すべき対象は、PTA内部の自治そのものではありません。学校が、任意団体であるPTAの入会管理、会費徴収、名簿作成、役員選出、免除審査、連絡、施設利用、教職員関与を支えていないかという、学校運営上の公私分離の問題です。

この文書では、こうした混在運用を出発点として、入会申込記録、学校施設利用、学校保有個人情報、学校徴収金との抱き合わせ、学校連絡ツール、児童経由配布、教職員のPTA事務従事、学校管理職のPTA役員兼任を順に点検します。

根拠資料ID: L001、L010、L011、L012、P001

## 2. 学校施設利用は当然ではない

学校教育法第137条は、学校教育上支障のない限り、学校施設を社会教育その他公共のために利用させることができる旨を定めています。

また、文部科学省の「公立学校施設の目的外使用に係る留意事項の周知について（通知）」は、公立学校施設の目的外使用に関する規定として、地方自治法第238条の4第7項と学校教育法第137条等を挙げています。地方自治法第238条の4第7項は、行政財産について、その用途又は目的を妨げない限度で使用を許可することができる旨を定める規定です。

したがって、PTAが学校施設を利用することは当然の権利ではありません。PTAが学校と関係の深い団体であるとしても、学校施設を使う以上、学校教育上の支障がないこと、行政財産の用途又は目的を妨げないことが前提になります。

ここでいう支障は、教室が空いているかどうかという物理的支障だけではありません。文部科学省通知は、学校教育上の支障について、教育的配慮の観点からの精神的悪影響や、学校の教育方針にもとる場合、将来の教育上の支障のおそれも含み得るとする判例に言及しています。

学校施設内で、入会意思確認が不明確なまま役員選出、免除申請、くじ引き、会費徴収、名簿回収、内部文書の配布・回収が行われれば、保護者はそれを学校手続の一部と受け止めます。任意団体の手続が、学校施設と学校の信用を通じて進められること自体が、教育的配慮の問題になります。

教育委員会がPTAの内部運営を支配する必要はありません。しかし、学校施設を使わせるかどうか、どの条件で使わせるかは、学校管理上の問題です。少なくとも、任意加入の明示、入会申込記録の存在、非会員児童生徒への不利益の不存在、学校名簿・学校連絡ツール・学校徴収金との分離を確認する必要があります。

これらが確認できない場合、教育委員会及び学校は、PTAの学校施設利用を漫然と継続させるのではなく、目的外使用許可の条件を見直すべきです。少なくとも、入会手続、役員選出、会費徴収、免除申請、名簿回収等を学校施設内で行わせない措置を検討する必要があります。

これはPTAの自治への介入ではありません。学校施設という行政財産を、どの条件で使用させるかという学校管理上の判断です。PTAが学校施設を利用する場合であっても、PTAの本来事務はPTA自身の責任で行われ、学校の施設・信用・名簿・徴収金・連絡手段に依存しない形に分離されなければなりません。

根拠資料ID: L003、L018、M001、L008、P001

### 3. PTA入会は契約行為である

PTA入会は、保護者とPTAとの間で成立する契約行為として整理されます。民法上、契約は当事者の意思に基づき、申込みと承諾によって成立します。PTAに入会する自由がある以上、入会しない自由もあります。学校やPTAが、入学又は在籍を理由に保護者を当然に会員として扱うことはできません。

入会申込記録がなければ、誰が会員であるかを確認できません。会員である根拠がなければ、会費請求、役員選出、会員名簿作成、総会議決権の付与も不安定になります。

学校や校長が、保護者の意思確認なくPTA入会を代理することはできません。学校長とPTA会長の間で委任契約、覚書、協定等があったとしても、それは学校とPTAの間の事務処理の根拠にとどまり、保護者本人に入会義務、会費支払義務、役員候補者となる義務を発生させるものではありません。

本人からの委任がないまま、学校が保護者をPTA会員として扱うなら、代理構成をとる場合には民法第113条の無権代理の問題が生じます。代理構成をとらない場合であっても、保護者本人の申込みとPTAの承諾が確認できない以上、契約成立の根拠は不明確です。

また、会費を支払っていたこと、役員希望調査に回答したこと、学校から配布された書類を提出したことをもって、直ちにPTA入会の承諾と扱うことはできません。それらが学校手続、学校徴収金、学校連絡ツール、児童經由配布と一体化していた場合、むしろ保護者が任意加入の意思表示をしたかどうかは慎重に確認されなければなりません。

入会意思、学校名簿のPTA提供同意、PTA会費の徴収同意、役員選出対象となることへの同意は、それぞれ性質の異なる意思表示です。一枚の書式にまとめる場合であっても、保護者が何に同意しているのかを区別できる形でなければ、任意加入の確認として不十

分です。

消費者契約法の直接適用については個別事案ごとの検討を要しますが、消費者庁の逐条解説が「その他の団体」の例としてPTAを挙げている以上、PTA入会手続を同法と無関係なものとして扱うことはできません。学校という場で、担任、入学式、学校連絡ツール、学校徴収金と一体で加入手続が進めば、保護者には強い心理的圧迫と誤認が生じます。

教育委員会は、各校の配布文書が「加入するかどうかを問う文書」なのか、「加入済みを前提とした役員希望調査、委員希望調査、免除申請、会費引落し文書」なのかを区別して点検する必要があります。あわせて、未提出者を会員扱いしていないか、退会方法が明記されているか、非加入者・退会者の児童生徒に不利益がないかを確認する必要があります。

根拠資料ID: L019、L001、L002、L010、L011、L012、L013、C001

## 4. 入会申込記録がないことから広がる違法・不適切運用の連鎖

入会申込記録の欠落は、単なる書類不備ではありません。PTA入会が契約行為である以上、入会申込記録は、誰が会員であることを確認するための基本資料です。

入会申込記録が確認できない保護者は、少なくとも教育委員会・学校が関与する場面では、会員として扱う前提にできません。会員である根拠が確認できなければ、会費請求、役員選出、会員名簿、総会議決権、委員選出、免除審査の根拠も不安定になります。

ここでいう入会申込記録とは、単に「PTAに関する書類が配布された」という記録ではありません。誰が、いつ、どのPTAに、どの意思表示で入会を申し込んだのかを確認できる記録です。入会意思、学校名簿のPTA提供同意、会費徴収同意、役員選出対象となることへの同意は、それぞれ性質が異なるため、少なくとも保護者が何に同意したのかを区別できる必要があります。

また、一部の申込書が存在するだけでは足りません。全会員分の入会申込記録が確認できなければ、誰を会員として扱えるのかを確認できません。慣行、名簿登載、会費引落し、役員候補者名簿への掲載、学校配布物の提出は、入会申込記録の欠落を当然に補うものではありません。

さらに、入会申込記録が確認できない場合には、「非会員」の特定もできません。PTAが独自に把握できるのは、本来、入会申込をした会員の範囲に限られます。学校に在籍する全児童生徒の保護者母集団を把握し、その中からPTA会員でない者を抽出するには、学校が保有する児童・保護者情報との照合が不可欠になります。

したがって、学校名簿や学校連絡ツールに依存しない限り、PTAが非会員を網羅的に特定することはできません。名称が会費でなく、応援金、支援金、協力金、協賛金であっても、非会員を対象として依頼する以上、非会員の特定が前提になります。その特定に学校保有情報を用いるなら、学校保有個人情報のPTA目的利用又は第三者提供の問題を避けられません。

非会員児童生徒を別扱いする運用も同じ問題を生じさせます。保護者がPTA会員であるかどうかを児童生徒の取扱いに反映させるためには、保護者の加入状況を学校内の児童生徒情報と結び付ける必要があります。親の任意団体加入状況を理由に、学校内で児童生徒の取扱い、行事参加、配布物、記念品、登校班等に差を設けることは、学校教育上も個人情報保護上も極めて慎重に扱うべきであり、少なくとも学校がその区別に協力することは許されません。

会員を確定できない団体が、非会員を確定することはできません。教育委員会は、PTAが学校名簿や学校連絡ツールを用いて非会員を把握していないか、非会員からの応援金・支援金・協力金・協賛金の依頼に学校が関与していないか、非会員児童生徒の除外又は別扱いに学校が協力していないかを確認する必要があります。

入会申込記録の欠落を放置すると、PTAは会員も非会員も確定できず、学校名簿、学校徴収金、学校連絡ツール、学校施設、教職員の事務処理に依存するようになります。つまり、入会記録の欠落は、学校資源への依存を生む起点です。

連鎖は次のように進みます。

1. 入会申込記録が確認できない。
2. 会員である根拠が確認できない。
3. 会費請求、役員選出、会員名簿、議決権の根拠が崩れる。
4. 学校名簿、学校徴収金、学校連絡ツール、児童經由配布、教職員事務に依存する。

5. 非会員の特定、応援金・支援金・協力金依頼、非会員児童生徒の別扱いにも学校保有情報が必要になる。
6. 個人情報保護、職務専念義務、学校施設の目的外使用と衝突する。
7. 教育委員会による学校とPTAの分離措置が必要になる。

したがって、教育委員会が最初に確認すべきことは、各校PTAに全会員分の入会申込記録が存在するかどうかです。確認できない場合には、入会申込記録が確認できない保護者を会員扱いしないこと、会費請求・役員選出・免除審査の対象にしないこと、学校名簿や学校連絡ツールで会員管理又は非会員把握を補完しないことを求める必要があります。

これはPTA内部の議決に介入する措置ではありません。学校が、会員根拠の確認できない任意団体の事務を、学校施設、学校名簿、学校徴収金、学校連絡手段、教職員勤務時間で支えてよいのかという学校運営上の問題です。

根拠資料ID: L001、L002、L006、L008、L015、P001

## 5. 個人情報保護法第69条ではPTA通常事務を正当化できない

公立学校が保有する児童・保護者情報は、学校教育上の目的のために取得・保有されるものです。これをPTAの入会管理、会費徴収、役員選出、連絡、免除審査、非会員把握、応援金・支援金・協力金・協賛金の依頼に利用する場合、個人情報保護法第69条の目的外利用又は目的外提供の問題が生じます。

個人情報保護委員会事務局の資料は、公立学校とPTAの間で個人情報をやり取りする場合について、学校側には個人情報保護法第5章の規律が適用され、PTA側は個人情報取扱事業者に該当し得ること、委託に伴う提供と単なる提供を区別して整理すべきことを示しています。したがって、学校名簿や学校連絡ツールを使ったPTA事務は、「昔からの慣行」ではなく、学校側の保有個人情報の利用目的と提供根拠から点検しなければなりません。

### 5-1 第69条第1項では処理できない

第69条第1項は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないという規律です。まず確認すべきことは、学校が児童・保護者情報をどの利用目的で保有しているかです。

PTAは学校とは別組織の任意団体です。PTAの会員管理、会費徴収、役員選出、免除審査、非会員把握、応援金・支援金依頼は、学校教育上の児童生徒管理ではなく、PTA自身が担うべき本来事務です。これらを学校の保有個人情報の利用目的内であると扱うことはできません。

学校の個人情報取扱規程や利用目的に「PTAへの協力」「関係団体との連絡」等の文言が置かれている場合でも、それだけでPTAの入会管理、会費徴収、役員選出、非会員抽出を包括的に学校業務化できるわけではありません。学校の利用目的は、法令の定める所掌事務又は業務の範囲内で特定される必要があり、任意団体の通常事務を学校の利用目的として広く取り込むことは、公私分離の原則を崩します。

### 5-2 第69条第2項本文の段階で権利利益侵害のおそれを確認する

第69条第2項は、目的外利用・目的外提供の例外を定める規定ですが、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には使えません。PTA加入は任意であり、加入しない自由があります。学校名簿を使って会員、非会員、未加入者、退会者を区別し、その区別を会費、役員選出、応援金・支援金依頼、児童生徒の取扱いに反映させることは、保護者本人と児童生徒の権利利益に直接影響します。

したがって、第69条第2項各号に形式的に当てはめる前に、学校がその区別を作り、又はその区別に協力すること自体が、本人又は児童生徒の権利利益を不当に侵害するおそれを生じさせていないかを確認する必要があります。

### 5-3 第69条第2項第1号の本人同意では一括処理できない

第69条第2項第1号は、本人の同意があるとき、又は本人に提供するときを例外として扱います。しかし、ここでいう同意は、包括的・黙示的な同意で足りるものではありません。PTA入会、学校名簿のPTA提供、PTA会費の徴収、役員選出対象化、学校連絡ツール

ル利用、非会員把握への利用は、それぞれ別個の意思表示として確認される必要があります。

入学手続、担任、学校説明会、学校連絡ツール、学校徴収金と一体で同意を求める場合、保護者が自由な意思で拒否できるかが問題になります。特に、同意しないと子どもが不利益を受けるのではないか、役員選出で不利になるのではないか、学校に反抗していると思われるのではないかという圧力が生じる場面では、形式的な同意欄だけで自由な同意があったとはいえません。

また、同意が得られなかった保護者の情報は、提供又は利用に当たって削除又はマスキングされなければなりません。不同意者を除外できない会員管理、学校名簿による非会員抽出、非会員向け応援金・支援金依頼、非会員児童生徒の別扱いは、同号によって正当化することはできません。

#### 5-4 第69条第2項第2号の内部利用でもPTA目的なら残る問題

第69条第2項第2号は、行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部利用する場合を想定する規定です。学校がPTA文書を学校連絡ツールで配信する場合、PTAに名簿を直接渡していないとしても、学校が保有する連絡先情報をPTA目的で内部利用していることとなります。

PTA加入案内、役員希望調査、免除申請、会費徴収、会費督促、応援金・支援金依頼、非会員向け連絡は、学校の所掌事務ではなく、PTAの本来事務です。したがって、「学校が送っているだけでPTAに提供していない」という形式を取っても、目的外提供の問題が目的外利用の問題に変わるだけです。同号によって、PTA通常事務を学校の情報基盤で処理することを正当化することはできません。

#### 5-5 第69条第2項第3号はPTAには使えない

第69条第2項第3号は、他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合を想定する規定です。PTAは学校とは別組織の任意団体であり、行政機関等ではありません。

したがって、学校からPTAへ児童・保護者情報を提供すること、又はPTAの会員管理や会費徴収のために情報を使わせることを、同号によって正当化することはできません。

#### 5-6 第69条第2項第4号の特別の理由では通常事務を包括処理できない

第69条第2項第4号は、専ら統計作成又は学術研究の目的で提供する場合、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由がある場合等を想定する例外規定です。

PTAの入会管理、会費徴収、役員選出、免除審査、応援金・支援金依頼、非会員把握は、毎年度反復されるPTAの通常事務です。これらは統計作成又は学術研究ではなく、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合でもありません。

また、PTAは本来、入会申込により会員情報を独自に取得すべき団体です。PTAが自ら入会申込を取り、会員から必要な情報を取得すれば足りる以上、学校保有情報を用いなければならない特別の理由があるとはいえません。PTAにとって便利であること、従来そのように運用していたこと、学校を通じた方が回収率が高いことは、特別の理由ではありません。

非会員からの応援金・支援金・協力金・協賛金依頼や、非会員児童生徒の別扱いは、非会員の特定を前提とします。そのために学校保有情報を用いることは、PTAの都合による恒常的な名簿利用であって、同号の臨時的・例外的な目的外提供として整理することは困難です。

#### 5-7 学校連絡ツール、委託形式、第70条の問題

学校連絡ツールは、学校教育上の連絡のために登録された連絡先を利用するものです。これをPTA加入案内、役員希望調査、免除申請、会費徴収、会費督促、応援金・支援金依頼、非会員向け連絡に使うなら、学校の連絡基盤をPTA目的に利用していることとなります。PTAが作成した文面を学校が送信する形式であっても、実質的にはPTAの本来事務を学校の情報基盤で処理していることになりません。

さらに、PTAが学校に事務を委託しているという形式を取っても、それだけで学校教育上の利用目的になるわけではありません。むしろ、学校が任意団体の会員管理、会費徴収、役員選出、名簿管理を処理していることになり、個人情報保護だけでなく、職務専念義務、利益供与、学校とPTAの公私分離の問題にも接続します。

単なる提供として整理する場合でも、学校からPTAに一度渡せば終わりではありません。個人情報保護法第70条は、必要があると認めるときに提供先に対して利用目的・利用方法の制限その他必要な措置を求める規律に接続します。したがって、学校・教育委員会は「PTAに渡した後はPTA内部の事」として責任を切り離すことはできません。

教育委員会は、学校名簿、学校連絡ツール、児童経由配布、学校徴収金、教職員事務を通じて、PTAの会員管理、非会員把握、会費徴収、応援金・支援金依頼、役員選出、免除審査が行われていないかを確認する必要があります。学校の保有個人情報とPTA会員情報は、制度上も実務上も分離されなければなりません。

根拠資料ID: L006、L007、L008、L009、L015、P001

## 6. PTA会費徴収、学校徴収金、利益供与の問題

PTA会費は、任意団体であるPTAに加入した会員が、その団体運営のために負担する会費です。教材費、校外活動費、給食費等のような学校教育活動又は学校生活に必要な学校徴収金とは、性質が異なります。したがって、PTA会費を学校徴収金と同じ通知、同じ口座、同じ口座振替、同じ未納管理で扱うことは、保護者に「学校に支払うべき費用」との誤認を生じさせます。

文部科学省の学校・教師が担う業務に係る3分類資料は、学校徴収金の徴収・管理について、教職員が関与しない方法や地方公共団体・教育委員会による徴収・管理を進める状況を示しています。学校徴収金ですら業務適正化の対象であるなら、学校徴収金ではないPTA会費を学校が徴収・管理することは、より厳格に点検されなければなりません。

入会申込記録が確認できない保護者からPTA会費を徴収することは、会員根拠の確認できない者に会費を請求することになります。学校がその徴収に関与すれば、学校が根拠不明の私的会費徴収を支えていることになります。学校とPTAとの間に会費徴収委任、覚書、協定等があったとしても、それは学校とPTAの間の事務処理の根拠にとどまり、保護者本人のPTA入会意思、会費支払義務、口座引落し同意を代替するものではありません。

特に問題となるのは、学校納入金通知にPTA会費を混在させること、学校管理口座又は学校徴収金口座でPTA会費を処理すること、学校徴収金と同一の口座振替でPTA会費を引き落とすこと、学校職員が未納一覧、会費一覧、督促文、会計資料を作成することです。これらはいずれも、PTA会費を学校費用の一部であるかのように見せる効果を持ちます。

名称を会費ではなく、応援金、支援金、協力金、協賛金、実費負担、記念品代等に変えても、非会員を対象に依頼する以上、非会員の特典が前提になります。第四章及び第五章で述べたとおり、非会員を網羅的に特定するには学校保有情報との照合が必要であり、学校がその依頼文の配布、送信、回収、督促に関与すれば、学校が任意団体の資金調達を支えていることになります。

地方財政法第4条の5は、住民に対する割当の寄附を禁じる規定です。PTA会費そのものを直ちに同条の寄附金等と同一視するのではなくても、学校がPTA会費、応援金、支援金、協力金等を学校費用のように通知し、学校徴収金と一体で徴収する運用は、保護者に割当的な支払圧力を生じさせる危険があります。同条の趣旨に照らしても、学校によるPTA会費・協力金等の一体徴収は慎重に見直す必要があります。

また、学校職員がPTA会費の徴収、督促、会計処理、名簿管理を無償で担う場合、PTAは本来負担すべき事務コストを学校に負わせることになります。教職員勤務時間、学校事務職員の労務、学校の連絡システム、印刷・配布・回収、口座振替手続、未納管理、会計資料作成をPTAが無償で利用しているなら、公的労務の無償提供、事務負担分の未請求、利益供与的な問題が生じ得ます。

教育委員会は、PTA会費を学校徴収金から分離し、PTA名義・PTA責任の独自徴収へ移行させる必要があります。少なくとも、入会申込記録が確認できない保護者を会費請求・口座引落しの対象にしないこと、学校職員が会費徴収・督促・会計処理・未納管理を担わないこと、学校連絡ツールや児童経由配布をPTAの資金徴収に使わせないことを確認する必要があります。

根拠資料ID: L019、L001、L002、L010、L015、L017、M002

## 7. 教職員関与と職務専念義務

地方公務員法第35条は、職員が勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用い、地方公共団体がなすべき職務にのみ従事しなければならない旨を定めています。

PTAが学校教育と密接な関係を有するとしても、PTAの入会管理、会費徴収、役員選出、会計処理、免除審査、内部文書作成、総会資料作成、会員名簿作成、未納管理は、PTA自身が担うべき本来事務です。密接であることは、学校とPTAの連絡調整の必要性を説明するにとどまり、任意団体の本来事務を学校職務に吸収する理由にはなりません。

学校が関与できる範囲は、原則として連絡調整に限られます。学校行事との日程調整、施設利用の確認、学校教育活動との連絡は必要になり得ます。しかし、入会申込書の管理、役員希望調査、免除申請、くじ引き、会費徴収、督促、会計処理、会員名簿作成、総会資料作成は、連絡調整ではなくPTAの内部事務です。

職務専念義務免除、兼職兼業許可、服務上の整理がある場合でも、それによってPTA本来事務が無制限に公務化されるわけではありません。職務専念義務免除は、勤務時間中に職務専念義務を免除する手続であって、PTAの会員管理、会費徴収、役員選出、会計処理を当然に学校職務へ編入する根拠ではありません。

むしろ、教育委員会又は学校が職務専念義務免除や兼職兼業許可によってPTA事務への従事を認めている場合、そのPTA事務は服務上の管理対象になります。教育委員会は、「PTA内部のこと」として責任を回避することはできず、どの職員が、どの時間に、どの根拠で、どのPTA事務に従事しているのかを確認する必要があります。

特に、学校職員が勤務時間中にPTA会費徴収、未納管理、会計資料作成、会員名簿作成、役員選出、免除審査を行っている場合、PTAは本来負担すべき人件費・事務費を学校に負わせていることになります。これは職務専念義務の問題であると同時に、公的労務の無償提供、事務負担分の未請求、利益供与、公私分離の問題にも接続します。

教育委員会は、PTA事務が校務分掌に記載されているか、職務命令として行われているか、職務専念義務免除の申請・承認記録があるか、兼職兼業許可があるか、勤務時間中に行われているか、学校職員として行っているのかPTA役員として行っているのかを確認する必要があります。

その確認なしに、学校職員がPTAの入会管理、会費徴収、役員選出、名簿作成、会計処理、免除審査を担い続けることは、学校とPTAの分離原則に反します。教育委員会は、学校の関与を連絡調整に限定し、PTA本来事務はPTA名義・PTA責任で処理するよう移行を求めるべきです。

地方公務員法第38条は、営利企業従事等制限に関する規定です。PTA役員兼任の問題は同条だけで完結するものではなく、地方公務員法第35条、服務、利益相反、社会教育法第12条、学校教育法第137条、個人情報管理と併せて点検する必要があります。

根拠資料ID: L015、L016、M002、L014

## 8. 学校管理職のPTA役員兼任問題

学校長、副校長、教頭等の学校管理職が、PTAの副会長、顧問、会計、監査等にあて職的に入る運用には、構造的な矛盾があります。問題は、学校管理職がPTAと連絡を取ることはありません。学校を管理する立場にある者が、任意団体であるPTAの意思決定、会計、監査、役員選出、会費徴収に役員として関与することです。

第一に、学校施設の目的外使用を管理する側が、施設を利用するPTA側の役員を兼ねることになります。学校教育法第137条及び地方自治法第238条の4第7項のもとで、学校施設を使用させるかどうか、どの条件で使用させるかは、学校管理上の判断です。ところが、校長等がPTA役員を兼ねていれば、施設を使わせる側と使う側が重なり、入会申込記録のないPTA手続、役員選出、会費徴収、免除審査、名簿回収を学校施設内で行わせる判断が独立して機能しにくくなります。

第二に、学校が保有する個人情報の管理責任を負う側が、提供先又は利用先となるPTA側の役員を兼ねることになります。学校名簿の提供、学校連絡ツールの利用、児童経由配布、非会員把握、役員選出名簿の作成について、学校側とPTA側の峻別が曖昧になります。これは、個人情報保護法第69条・第70条の問題とも接続します。

第三に、教職員のサービスを管理する側が、PTA事務を必要とする側の役員を兼ねることになります。校長等は、校務分掌、勤務時間、職務命令、職務専念義務免除、兼職兼業許可等を管理する立場にあります。その管理職自身がPTA役員に入っていれば、教職員が勤務時間中にPTA会費徴収、会員名簿作成、役員選出、免除審査、会計資料作成を行っている場合に、学校側として厳格に是正することが困難になります。

第四に、社会教育法第12条が前提とする社会教育関係団体の独立性とも緊張します。PTAは学校の補助機関ではなく、保護者と教職員が任意の意思に基づいて参加する社会教育関係団体です。学校管理職が当然にPTA役員へ入る運用は、PTAが学校の一部であるかのような外観を作り、保護者に対して加入、会費、役員選出が学校手続であるとの誤認を生じさせます。

第五に、問題が発生した場合の監視・是正機能が働きにくくなります。入会申込記録の不存在、学校名簿の目的外利用、学校徴収金との抱き合わせ、教職員によるPTA事務従事、非会員児童生徒の別扱いが問題になったとき、学校側の管理職がPTA側の役員であれば、学校としてPTAに是正を求める立場と、PTA側で対応する立場が重なります。

したがって、教育委員会は、校長、副校長、教頭等がPTA役員にあて職で入っていないか、PTA規約上当然役員とされていないか、議決権、会計権限、監査権限、役員選出権限、会費徴収権限を持っていないかを確認する必要があります。あわせて、学校施設利用許可、学校名簿提供、学校連絡ツール使用、会費徴収、教職員のPTA事務従事について、学校側とPTA側の判断者が重なっていないかを確認する必要があります。

学校管理職がPTAと関わる場合であっても、その役割は学校との連絡調整、施設利用条件の確認、学校教育活動との調整に限定されるべきです。PTAの入会管理、会費徴収、会員名簿作成、役員選出、免除審査、会計、監査に関与する役員兼任は見直す必要があります。

根拠資料ID: L003、L004、L005、L014、L015、L016、L018、M001、P001

## 9. 学校連絡ツール、入学式、配布物の分離

学校連絡ツール、入学式、入学説明会、学校説明会、児童経由配布、担任による回収は、保護者にとって学校からの正式な手続と受け止められやすいものです。そのため、そこにPTA加入、会費徴収、役員希望調査、免除申請、応援金・支援金依頼を混在させると、PTAが学校の一部であるかのような誤認を生みます。

学校連絡ツールは、学校教育上の連絡のために登録された連絡先を利用するものです。これをPTA加入案内、役員希望調査、免除申請、会費徴収、会費督促、応援金・支援金依頼、非会員向け連絡に使うなら、学校の連絡基盤をPTA目的で利用することになります。PTAに名簿を渡していないとしても、学校が保有する連絡先情報をPTA目的で内部利用している問題は残ります。

PTAが作成した文面を学校が送信する形式であっても、実質的にはPTAの本来事務を学校の情報基盤で処理していることに変わりません。学校連絡ツールを使う場合には、少なくとも学校アカウントとPTAアカウントを分離し、PTA内部事務はPTAの責任で、加入者又は明確に同意した者に対して行う必要があります。

入学式、入学説明会、学校説明会も同じです。これらは学校の公式手続であり、保護者は学校から求められているものとして受け止めます。その場でPTA加入申込書、会費引落し同意書、役員希望調査、免除申請書を配布・回収すれば、PTA加入や役員選出が学校手続の一部であるとの誤認を生じさせます。

PTA説明を行う場合でも、学校説明とは時間、資料、説明者、提出先、問い合わせ先を分ける必要があります。学校説明会終了後の任意参加のPTA説明とし、不参加でも不利益がないこと、PTA加入は任意であること、非加入でも児童生徒に不利益がないことを明記すべきです。

児童経由配布や担任回収も、PTA内部事務には使うべきではありません。児童を通じてPTA加入申込書、会費袋、役員希望調査、免除申請、督促文を配布・回収すれば、児童生徒が保護者のPTA加入状況や会費支払状況に巻き込まれます。特に、免除申請において障害、疾病、ひとり親、介護、就労状況等に関する資料や説明を求める運用は、学校や担任が関与すべきものではありません。

PTA資料はPTA名義で作成し、提出先、問い合わせ先、回収方法もPTA側で完結させる必要があります。学校名、校長名、担任名、学校連絡ツールの学校アカウントを用いてPTA内部事務を処理すれば、学校が任意団体の加入、会費、役員、免除、名簿、連絡を支えていることになります。

教育委員会は、次の分離基準を示すべきです。

- 入学式本体でPTA加入手続を行わない。
- 学校説明資料とPTA資料を明確に分ける。
- PTA説明は、学校説明と時間、資料、説明者、提出先、問い合わせ先を分ける。

- PTA説明を行う場合は、任意参加、不参加不利益なし、任意加入、非加入児童生徒への不利益なしを明記する。
- PTA加入申込書はPTA名義で作成し、提出先と問い合わせ先もPTAにする。
- PTA役員希望調査は、加入確認後の会員だけに行う。
- 学校連絡ツールでPTA内部事務を行わない。
- PTA文面を学校アカウントで送信しない。
- 学校連絡ツールを使う場合でも、学校アカウントとPTAアカウントを分離する。
- 児童を通じた会費回収、免除書類回収、督促を行わない。
- 担任がPTA加入申込書、会費袋、役員希望調査、免除申請書、督促文を回収しない。
- 免除申請で障害、疾病、ひとり親、介護、就労状況等に関する資料を学校又は担任に提出させない。

教育委員会は、各校に対し、学校連絡ツールでPTA加入案内、役員希望調査、免除申請、会費督促を送信していないか、PTA文面を学校アカウントで送信していないか、入学式・学校説明会でPTA加入書類を学校資料と一体配布していないか、PTA資料の名義・提出先・問い合わせ先がPTAになっているか、担任がPTA書類を回収していないか、児童経由で会費袋・督促文・免除申請書を扱っていないかを確認する必要があります。

根拠資料ID: L008、L010、L011、L012、P001

## 10. 訴訟・監査・服務リスク

学校とPTAの混在運用は、PTA内部の問題にとどまりません。学校が任意団体の本来事務を支えている場合、入会契約、会費徴収、個人情報、サービス、財務、施設管理、児童生徒の取扱いに関する複数のリスクが、教育委員会及び学校側に跳ね返ります。

第一に、入会申込記録が確認できない場合、誰が会員であるかを確認できません。会員である根拠が確認できなければ、会費請求、役員選出、会員名簿、総会議決権、会計承認の正当性が不安定になります。過去に徴収した会費についても、返還、不当利得、説明責任の問題が生じ得ます。

第二に、学校名簿や学校連絡ツールをPTA目的に利用した場合、個人情報保護法第69条の目的外利用又は目的外提供の問題が生じます。PTAに名簿を直接渡していないとしても、学校がPTA文面を学校連絡ツールで送信していれば、学校が保有する連絡先情報をPTA目的で内部利用している問題は残ります。PTAへ情報を提供した場合には、提供後の利用目的・利用方法の制限や管理の問題にも接続します。

第三に、教職員が勤務時間中にPTA本来事務を処理している場合、職務専念義務、サービス管理、兼職兼業、職務専念義務免除の問題が生じます。職務専念義務免除や兼職兼業許可を用いているなら、そのPTA事務は教育委員会又は学校のサービス管理対象になります。逆に、そのような記録がないまま勤務時間中にPTA事務を行っているなら、勤務時間中の職務根拠が不明確になります。

第四に、学校職員がPTA会費徴収、未納管理、会計資料作成、会員名簿作成、役員選出、免除審査を担っている場合、PTAは本来負担すべき人件費・事務費を学校に負わせていることになります。学校連絡システム、印刷、配布、回収、口座振替事務、事務職員の労務をPTAが無償で利用しているなら、公的労務の無償提供、事務負担分の未請求、利益供与、住民監査請求上の争点になり得ます。

第五に、学校施設利用の条件確認を怠ったまま、入会記録のないPTA手続、役員選出、会費徴収、免除申請、名簿回収を学校施設内で行わせている場合、学校施設の目的外使用許可、行政財産管理、学校教育上の支障確認の適正性が問われます。施設を使わせる側とPTA側の判断者が重なっている場合には、判断の独立性も問題になります。

第六に、非会員児童生徒への不利益取扱いは、学校教育上の重大なリスクです。保護者がPTA会員であるかどうかを理由に、記念品、配布物、登校班、行事参加、学校内での扱いに差を設けることは、教育上の配慮を欠くおそれがあります。また、その区別を行うためには、保護者の加入状況を児童生徒情報と結び付ける必要があり、個人情報保護上の問題にも接続します。

これらのリスクは、PTA内部の自治だけから生じるものではありません。学校がPTAの本来事務を、学校施設、学校名簿、学校徴収金、学校連絡ツール、児童経由配布、教職員勤務時間で支えていることから生じる学校運営上のリスクです。したがって、教育委員会は「PTA内部のこと」として放置するのではなく、学校が関与している部分を把握し、分離措置を講じる必要があります。

## 11. 教育委員会が取るべき措置

教育委員会は、PTAを直接管理するのではなく、学校がPTA運営を支えている部分を分離する必要があります。分離措置は、PTAへの介入ではなく、学校が管理する施設、情報、徴収、勤務時間、連絡手段を適正に扱うための学校運営上の措置です。

まず、教育委員会は全校に対し、PTAの任意加入性を改めて通知するだけでなく、学校がPTAの本来事務を支えていないかを実態調査すべきです。確認すべき対象は、入会申込記録、会費徴収経路、学校名簿の利用、学校連絡ツールの利用、児童経由配布、担任回収、教職員の実作業、学校施設利用許可、学校管理職のPTA役員兼任状況です。

調査に当たっては、「任意加入と周知しているか」を尋ねるだけでは足りません。各校PTAに全会員分の入会申込記録があるか、未提出者を会員扱いしていないか、学校徴収金とPTA会費が混在していないか、学校職員が会費徴収・督促・会計処理・未納管理を担っていないかを、文書と実態の双方から確認する必要があります。

入会申込記録が確認できない保護者については、少なくとも学校が関与する場面では会員扱いしないよう求めるべきです。会員根拠が確認できない者を、会費請求、役員選出、免除審査、会員名簿、総会議決権の対象にすることは、学校を支えるべき事務ではありません。

PTA会費については、学校徴収金から分離し、PTA名義・PTA責任の独自徴収へ移行させる必要があります。学校納入金通知、学校口座、学校徴収金口座、同一口座振替、未納一覧、督促文、会計資料作成にPTA会費を混在させてはなりません。

学校名簿及び学校連絡ツールについては、PTAの会員管理、役員選出、会費徴収、免除申請、応援金・支援金依頼、非会員把握に利用させないことを明確にすべきです。学校がPTA文面を送信する形式であっても、学校保有連絡先のPTA目的内部利用になるため、学校アカウントとPTAアカウントの分離が必要です。

教職員のPTA事務従事については、連絡調整の範囲に限定すべきです。PTAの入会管理、会費徴収、未納管理、会計処理、役員選出、免除審査、会員名簿作成は、PTAの本来事務であり、学校職員の勤務時間で処理させるべきではありません。

学校管理職のPTA役員兼任についても見直しが必要です。校長、副校長、教頭等が、PTAの意思決定、会計、監査、役員選出、会費徴収に役員として関与している場合、学校側とPTA側の判断者が重なり、施設管理、個人情報管理、サービス管理の独立性が損なわれます。

学校施設利用については、PTAが学校施設を当然に使えるものとして扱うのではなく、目的外使用の条件として、任意加入の明示、入会申込記録の確認、学校名簿・学校連絡ツール・学校徴収金との分離、非会員児童生徒への不利益なしを確認すべきです。

非会員児童生徒への不利益取扱いについては、特に明文化が必要です。保護者がPTAに加入していないことを理由に、記念品、登校班、配布物、行事参加、学校内での扱いに差を設けてはなりません。また、その区別のために学校が保護者の加入状況を児童生徒情報と結び付けることも避けなければなりません。

これらの措置は、PTAを停止させるためのものではありません。PTAが、学校の名簿、徴収金、連絡手段、施設、教職員労務に依存せず、会員の意思に基づいて自ら運営できるようにするための分離移行です。教育委員会は、通知、校長会説明、学校別調査票、回答期限、改善計画の提出を組み合わせ、各校の実態に応じて段階的に分離を進めるべきです。

教育委員会は、次の措置を取るべきです。

1. 全校に対し、PTAの任意加入性を改めて通知する。
2. 全会員分の入会申込記録の有無を確認させる。
3. 入会申込記録が確認できない保護者を会員扱いしないよう求める。
4. PTA会費を学校徴収金から分離する。
5. 学校名簿をPTAの会員管理、役員選出、会費徴収に利用しないよう求める。
6. 学校連絡ツールによるPTA内部事務連絡を停止する。
7. 入学式、学校説明会、学校配布物におけるPTA手続の混在を解消する。

8. 教職員のPTA事務従事を連絡調整の範囲に限定する。
9. 学校管理職のPTA役員兼任を見直す。
0. 学校施設利用許可の条件として、任意加入、個人情報、会費徴収の適正性を確認する。
1. 非会員児童生徒に不利益が生じないことを明文化する。
2. PTAが独自に入会、会費、名簿、連絡、役員選出を管理できるよう移行期間を設ける。

これらは、PTA内部の意思決定に教育委員会が介入するための措置ではありません。学校が任意団体の本来事務を支えている部分を、学校運営上の問題として分離するための措置です。

措置を実効化するには、各校に「任意加入と周知しているか」だけを尋ねるだけでは不十分です。入会申込記録、会費徴収経路、名簿の取得元、連絡ツールの利用主体、教職員の実作業、施設利用許可の条件、学校管理職の役員兼任状況を、文書と実態の双方から確認する必要があります。

分離を進める場合の標準的な工程は、次のとおりです。

1. 実態把握。全校に学校別実態調査票を配布し、入会申込記録、会費徴収経路、学校名簿・学校連絡ツールの利用、児童經由配布、教職員の実作業、学校施設利用、学校管理職の役員兼任を、文書と実態の双方から確認する。
2. 方針提示。調査結果を踏まえ、通知の発出と校長会での説明により、分離の基準と是正の優先順位を全校に示す。
3. 移行。年度替わりを目的に、入会申込手続の整備、PTA会費の独自徴収への移行、学校名簿・学校連絡ツール利用の停止、教職員関与の縮小、学校管理職の役員兼任の解消を、各校の改善計画として期限付きで提出させる。
4. 確認と定着。改善状況の報告を受け、改善が確認できない学校については、学校施設利用、学校連絡ツール利用、学校徴収金処理等の学校関与を見直す。翌年度の入学手続において、混在運用が再発していないかを再確認する。

移行期間を設けること自体は妥当です。ただし、移行期間中であっても、入会申込記録が確認できない保護者への新たな会費請求、役員選出、免除審査への組み込みは、移行の完了を待たずに止めることができます。既存の運用を直ちにすべて改められない場合でも、新たな混在を積み増さないことが、移行期間を認める前提です。

根拠資料ID: L001、L003、L005、L008、L015、L018、M001、M002、P001

## 12. 想定される疑問への応答

学校とPTAの分離を進める過程では、学校、PTA、教育委員会内部から、いくつかの定型的な疑問が示されます。本章では、本文の整理を前提に、代表的な疑問への応答をまとめます。いずれも、PTAの存在やPTA関係者の善意を否定するものではなく、混在運用の正当化として通用するかどうかという観点からの応答です。

### 12-1 「任意加入であることはすでに周知している」

周知は出発点であって、到達点ではありません。確認すべき基準は、文書上の文言ではなく運用です。任意加入と表示しながら、入会申込書の未提出者を会員として名簿に載せ、学校徴収金と同じ口座振替で会費を引き落とし、役員選出のくじ引きに組み込んでいるなら、周知と運用は乖離しています。

第一章及び第四章で述べたとおり、判定の中心は、全会員分の入会申込記録が存在するか、未提出者をどう扱っているか、会費徴収・名簿・連絡がどの経路で処理されているかです。周知文書の有無を確認して終える調査は、混在運用をかえって固定化させません。

### 12-2 「社会教育法第12条があるため、教育委員会はPTAに関与できない」

社会教育法第12条は、国及び地方公共団体が、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない旨を定めています。同条が禁じているのは、団体の事業内容、議決、役員人事への不当な介入です。

本資料で整理した分離措置は、PTAの事業や議決への介入ではありません。学校が管理する施設、保有個人情報、徴収事務、教職員の勤務時間、連絡手段をどう扱うかという、学校側の管理の問題です。規律の対象が異なる以上、第12条は分離措置の妨げになりません。

むしろ、学校がPTAの入会管理、会費徴収、役員選出、名簿管理を担い、学校管理職が当然にPTA役員へ入る運用こそ、団体の自主性を空洞化させる関与です。保護者からの指摘に対しては第12条を理由に関与を控えるとしながら、学校資源によるPTA運営の下支えは維持するという使い分けは、同条の趣旨に整合しません。

なお、社会教育法第11条は、教育委員会が社会教育関係団体の求めに応じて専門的技術的指導又は助言を与えることを予定しています。分離は関係の断絶ではなく、分離後も、求めに応じた助言という形の協力関係は残ります。

### 12-3 「全員が加入してこそ公平であり、PTA活動の恩恵は全児童に及ぶ」

恩恵が全児童に及ぶことと、保護者全員に入会と会費負担を義務付けることは、別の問題です。任意団体の活動が広く役立つことは、加入を強制する根拠にはなりません。

受益を理由に、在籍する全保護者から事実上一律に金銭を集めるなら、それは会費ではなく割当的な負担金に近づきます。学校がその徴収を担えば、割当的寄附を禁じる地方財政法第4条の5の趣旨とも緊張します。公平は、全員を会員にすることによってではなく、加入の自由と非加入の不利益なしを保障した上で、会員の意思によって活動を支えることによって実現されるべきものです。

### 12-4 「学校長とPTAの間に委任や覚書があるので問題ない」

第三章で述べたとおり、学校長とPTA会長の間の委任契約、覚書、協定は、学校とPTAの間の事務処理の根拠にとどまります。保護者本人の入会意思、会費支払義務、名簿提供同意を代替するものではありません。

むしろ、学校が委任や覚書を根拠にPTA事務を担っているのであれば、その事務の中身が、個人情報、職務専念義務、利益供与、施設管理の各論点の確認対象になります。委任の存在は、確認を省略する理由ではなく、確認を必要とする事情です。

### 12-5 「同意は入学時にまとめて取得している」

第三章及び第五章で述べたとおり、入会同意、名簿提供同意、会費徴収同意、役員選出対象となることへの同意は、性質の異なる意思表示です。入学手続の流れの中で一括して取得した同意は、保護者が何に同意したのかを区別できず、自由な意思に基づく同意であったかどうか慎重に確認されなければなりません。

また、同意しなかった保護者の情報を削除又はマスキングできない仕組みであれば、同意方式そのものが機能していません。同意書の存在ではなく、不同意を選べたか、不同意者の情報がどう扱われているかが、確認の中心です。

### 12-6 「会費は少額であり、長年の慣行で、苦情も出ていない」

金額の多寡、慣行の長さ、苦情の不存在は、いずれも適法性の根拠ではありません。学校という場で、担任、入学式、学校連絡ツール、子どもを介して手続が進む構造では、保護者は異議を述べにくい立場に置かれます。

苦情が出ていないことは、問題がないことの証明ではなく、異議を述べにくい環境が機能していることの現れである場合があります。確認の対象は、苦情の件数ではなく、入会申込記録、徴収経路、名簿の取得元という運用そのものです。

### 12-7 「PTAがなければ学校行事や見守りが成り立たない」

学校運営に不可欠な業務であるなら、それは本来、学校の業務として、設置者の予算と人員で整理されるべきものです。学校に必要な業務を任意団体の無償労働に依存させ、その維持のために事実上の全員加入と学校資源による会費徴収を続けることは、必要性の説明にはなっても、混在運用の正当化にはなりません。

行事補助や見守りへの協力は、PTA会員資格と切り離して、個別のボランティア募集として募ることができます。活動の担い手を確保する課題と、入会・会費・名簿を学校資源で処理する運用とは、分けて検討されるべき問題です。

## 12-8 「教育委員会にはPTAを調査・是正する権限がない」

本資料が求める調査・是正の対象は、PTAではなく学校です。学校施設の目的外使用許可、学校保有個人情報の管理、学校徴収金の取扱い、教職員の服務監督、学校連絡ツールの利用は、いずれも教育委員会及び学校の権限と責任の範囲にあります。

PTA内部に立ち入らなくても、学校がどの資源をPTA運営に提供しているかは、学校側の記録と運用から確認できます。権限がないのではなく、自らの権限の範囲内に確認すべき対象があるということです。

根拠資料ID: L001、L004、L005、L020、L008、L015、L017

## 13. PTAを社会教育関係団体として正常に戻す

PTAは、学校の補助機関ではありません。学校の会費徴収装置でも、学校行事の下請け組織でもありません。PTAは本来、保護者と教職員が任意の意思に基づいて参加し、子どもをめぐる学びや協力を行う社会教育関係団体です。

学校とPTAを分離することは、PTAを弱体化させるための措置ではありません。むしろ、学校の権威、学校の名簿、学校徴収金、学校連絡ツール、教職員の勤務時間に依存してきた慣行からPTAを解放し、会員の意思に基づく団体として立て直すための措置です。

任意団体としてのPTAの正当性は、学校との近さから生まれるものではありません。誰が会員であるかを本人の申込みによって確認し、会員から会費を受け取り、会員名簿を自ら管理し、会員に対して自ら連絡し、会員の合意で役員を選び、会計を説明することによって生まれます。学校がこれらを代替すれば、PTAの自治は強くなるのではなく、かえって空洞化します。

学校との協力関係は残り得ます。しかし、その関係は、学校の内部組織、補助機関、下請けとしての関係ではありません。学校教育活動との日程調整、施設利用条件の確認、学校との連絡調整は必要になりますが、入会管理、会費徴収、役員選出、免除審査、会員名簿、内部連絡、会計処理は、PTA自身の責任で処理されるべきものです。

PTAが存続するのであれば、PTA名義の入会申込、PTA名義の会費徴収、PTA独自の会員名簿、PTA独自の連絡手段、PTA自身による役員選出、非会員児童生徒への不利益なしを基本に据える必要があります。非会員を学校名簿で抽出したり、学校連絡ツールで応援金・支援金を求めたり、児童生徒の扱いに差を設けたりする運用は、社会教育関係団体としての自立ではありません。

教育委員会に求められるのは、PTAを管理することではありません。学校がPTAを抱え込んでいる部分を分離し、PTAが学校資源に依存せず、会員の意思と責任で運営できる環境を整えることです。その環境が整って初めて、PTAは、学校に埋め込まれた慣行ではなく、任意に参加する保護者と教職員による主体的な社会教育関係団体として位置付け直されます。

根拠資料ID: L004、L005

## 14. 配布・共有用資料

ここまでの本文は、PTAと学校の混在運用を、学校運営上どのように分離すべきかを説明するためのものです。本章に掲げる資料は、本文の代替ではなく、教育委員会内部での検討、校長会での共有、各学校への実態確認に使うための実務資料です。

教育委員会向けガイドラインは、庁内での論点整理、校長会での説明、学校管理職への共有に用いる基礎資料です。入会申込記録、学校施設利用、個人情報、会費徴収、教職員関与、学校連絡ツールの分離について、本文の論理を一体として確認するために使います。

教育委員会通知ひな形は、各学校に対し、PTAの任意加入性、入会申込記録の確認、PTA会費と学校徴収金の分離、学校名簿・学校連絡ツールのPTA目的利用停止、教職員関与の限定、非会員児童生徒への不利益禁止を通知するためのたたき台です。自治体の規則、学校徴収金制度、施設利用許可手続に応じて、必要な範囲で修正して使うことを想定します。

学校別実態調査票は、「任意加入と周知しているか」だけを確認するものではありません。各校における入会申込記録、会費徴収経路、学校名簿の利用、学校連絡ツールの利用、児童経由配布、担任回収、教職員の実作業、学校施設利用、学校管理職のPTA役員兼任状況を、文書と実態の双方から確認するためのものです。

調査票の目的は、学校やPTAを一律に非難することではありません。どの部分が学校手続に埋め込まれているかを把握し、PTA名義・PTA責任の手続へ段階的に移行するための基礎資料を得ることです。

これらの資料は、本文で述べた分離原則を実務へ落とし込むための補助資料です。資料だけを配布して終わらせるのではなく、本文の論理とあわせて、教育委員会内部、校長会、各学校で確認する必要があります。

主な配布・共有用資料は次のとおりです。

- 教育委員会向けガイドライン
- 教育委員会通知ひな形
- 学校別実態調査票説明
- 学校別実態調査票

## 15. 根拠資料の確認

本章では、本文で用いた法令、通知、行政資料、自治体回答の確認方法を整理します。この文書では、本文の主張と根拠資料を対応させるため、確認済み一次資料を `sources/primary-sources.csv` で管理します。

一次資料台帳のIDは、本文中の根拠資料IDと対応します。法令、国の通知・行政資料、個人情報保護委員会資料、消費者庁資料、自治体通知・回答は、それぞれ性質が異なります。法令は全国共通の根拠であり、通知・行政資料は実務上の補助資料です。自治体通知・回答は、個別自治体の運用又は見解を示す資料であり、全国共通の法的根拠そのものとしては扱いません。

学校施設利用については、学校教育法第137条、地方自治法第238条の4第7項、文部科学省の目的外使用通知を対応させて確認します。個人情報については、個人情報保護法第61条、第69条、第70条と、個人情報保護委員会事務局資料を対応させて確認します。教職員関与については、地方公務員法第35条、職務専念義務、文部科学省の業務適正化資料を対応させて確認します。

重要な自治体通知や教育委員会回答であっても、発出日、正式URL、本文、文書画像、回答主体が確認できないものは、確認未了資料として扱います。確認未了資料は、今後反映する候補として台帳に残しますが、正式確認が終わるまでは本文内で断定的に引用しません。

一次資料台帳は、本文の代替ではありません。本文で述べた論理を、読者が後から確認できるようにするための根拠管理資料です。教育委員会内部で検討する場合も、法令、通知、行政資料、自治体回答を混同せず、それぞれの性質と射程を区別して確認する必要があります。

### 一次資料台帳で管理する事項

一次資料台帳では、資料ID、資料種別、資料名、発行主体、発出日、確認日、URL、関連論点、引用箇所、掲載先、備考を管理します。資料IDは、本文末尾の「根拠資料ID」と対応させ、どの章のどの論点がどの資料に基づくのかを後から確認できるようにします。

資料の掲載順は、主張の強さを示すものではありません。法令、通知、行政資料、自治体回答は、それぞれ根拠としての性質と射程が異なるため、本文で使う場合にも、同じ重さの根拠として扱わないよう注意します。

### 法令

- L019 民法第521条
- L001 民法第522条
- L002 民法第113条
- L003 学校教育法第137条
- L004 社会教育法第10条
- L005 社会教育法第12条

- L020 社会教育法第11条
- L006 個人情報保護法第61条
- L007 個人情報保護法第62条
- L008 個人情報保護法第69条
- L009 個人情報保護法第70条
- L010 消費者契約法第1条
- L011 消費者契約法第3条
- L012 消費者契約法第4条
- L013 消費者契約法第10条
- L014 地方公務員法第34条
- L015 地方公務員法第35条
- L016 地方公務員法第38条
- L017 地方財政法第4条の5
- L018 地方自治法第238条の4第7項

#### 通知・行政資料

- M001 公立学校施設の目的外使用に係る留意事項の周知について（通知）
- M002 学校・教師が担う業務に係る3分類 更なる役割分担・適正化の推進に向けた取組について
- P001 公立学校とPTAの間で個人情報のやり取りをするためのポイント
- C001 消費者契約法逐条解説 第2条（定義）

#### 今後確認して反映する資料

次の資料は重要ですが、現段階では発出日、正式URL、本文該当箇所の確認が未了です。確認できるまでは、本文内で断定的な引用を行いません。

- Y001 横浜市教育委員会通知 学教第1965号
- A001 仙台市教育委員会回答
- A002 広島市教育委員会回答